⑵　インターネットによる申込み

①　受付期間は、平成23年７月１日（金）９時から７月29日（金）17時までです。

（この間は随時受け付けます。）

②　振込期限までに、指定銀行口座に受験手数料の振込みがあったものに限り受け付けます。なお、振込期限及び指定銀行口座はインターネット申込み完了時に通知します。

８．科目別合格制による試験科目免除申請

平成18年度より科目別合格制が導入されました。科目合格または区分合格している受験者は、申請により合格科目の試験が免除されます。なお、科目合格している受験者は、合格している年の初めから３年以内に同一試験区分を受験する場合に限り合格した科目の免除申請をすることができます。免除申請の詳細は、受験案内及びホームページに掲載します。

９．受験手数料

各試験区分の受験手数料は、次の表のとおりです。なお免除申請をする受験者の受験手数料も同額です。

試　験　区　分	受験手数料
大気関係第１種公害防止管理者試験 大気関係第３種公害防止管理者試験 水質関係第１種公害防止管理者試験 水質関係第３種公害防止管理者試験 ダイオキシン類関係公害防止管理者試験 公害防止主任管理者試験	6,800円
大気関係第２種公害防止管理者試験 大気関係第４種公害防止管理者試験 水質関係第２種公害防止管理者試験 水質関係第４種公害防止管理者試験 騒音・振動関係公害防止管理者試験 特定粉じん関係公害防止管理者試験 一般粉じん関係公害防止管理者試験	6,400円

10．その他の必要事項

試験会場案内図、その他国家試験に関し必要な事項については、受験票送付時に受験者に通知します。

11．試験に関する問い合わせ先

（指定試験機関）

社団法人　産業環境管理協会　試験部門公害防止管理者試験センター

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町２丁目２番地１号

三井住友銀行神田駅前ビル

電　話　03（5209）7713

ＦＡＸ　03（5209）7718

第37回下水道技術検定実施公告

日本下水道事業団公告第１号

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第４条第３項の規定に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の工事の監督管理又は下水道の維持管理を担当する者の技術検定を次のとおり実施するので公告する。

平成23年６月１日

日本下水道事業団理事長　曽小川久貴

１　検定の区分

技術検定は、次の表の検定区分に従い、同表の検定技術を対象として行う。

検定区分	検　定　技　術
第１種技術検定	計画設計（下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の事業計画及び第25条の３第１項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。）を行うために必要とされる技術
第２種技術検定	実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）及び下水道の設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術
第３種技術検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術

２　試験科目及び試験の方法

技術検定は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の検定区分に従い、同表の試験科目について、それぞれの試験の方法により行う。

検定区分	試験科目	試験の方法
第１種技術検定	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式及び記述式
第２種技術検定	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
第３種技術検定	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式

３　技術検定の実施期日

平成23年11月13日（日）

４　技術検定の実施場所

札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市

５　受検資格

受検資格について制限はない。

６　受検手続

⑴　受検申込用紙の配布

受検申込用紙は、平成23年６月６日（月）から平成23年７月25日（月）まで次の場所において配布する。

①日本下水道事業団研修センター研修企画課

〒335―0037

埼玉県戸田市下笹目5141

②日本下水道事業団経営企画部総務課広報室

東京都新宿区四谷３－３－１

富士・国保連ビル

③日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

お客様サービス課

大阪市淀川区木川東３－２－12

なお、郵便で受検申込用紙を請求する場合は、①研修センター研修企画課へ、封筒の表に「技術検定申込用紙請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型２号）を必ず同封すること。

⑵　受検の申込方法

受検を希望する者は、受検案内の申込書記入例に従い、受検申込用紙に所要事項を記入し、本人の写真をはり、検定手数料に係る郵便振替払込受付証明書を添付して、日本下水道事業団研修センター研修企画課（〒335―0037 埼玉県戸田市下笹目5141）に簡易書留により郵送すること。

⑶　申込受付期間

ア　申込受付期間は、平成23年７月１日(金)から７月25日（月）までとする。

ただし、平成23年７月25日までの消印があるものは受け付ける。

イ　受検申込書及び添付書類は、受理後は返還しない。

⑷　受検票の送付

受検票は、受検申込書の受付期間経過後、直接受検申込者に送付する。

第明治三二十五種郵便物認可